

リユース食器普及事業補助金

新潟市では、イベントで利用される使い捨て容器を削減するため、リユース食器（繰り返し洗って使うことができる飲食容器）のレンタル料を補助します。

1. 対象者（以下のいずれかに該当する方）

- 市内の自治会・町内会、コミュニティ協議会、NPO、その他営利を目的としない団体
- 市内に住所を有する方、または居住している方



ごみ減量推進キャラクター

サイチョ

2. 補助内容

(1) 対象事業

新潟市内において、参加者にリユース食器を用いて飲食品を提供するイベント

以下の事業は対象外です。

- ① 補助対象経費が、新潟市、他の公共団体またはこれらが出捐若しくは出資する団体が行う財政的支援を受けているものまたは申請しているもの
- ② 事業の主たる効果が市外で生じるもの
- ③ 公序良俗に反するなど適当でないと認められるもの
- ④ 当該事業により生じた利益、残余財産等を構成員に分配するもの

(2) 補助対象経費

リユース食器のレンタル料および配送料（消費税含む）

※ 補助対象経費は値引きや保有ポイント使用分等を差し引いた実費支払額とします。

※ リユース食器の紛失および破損等による弁償額は対象外です。

(3) 補助率・補助上限額

補助対象経費の総額の2分の1（10円未満切り捨て）で、上限額は2万円です。ただし、会場内で参加者にリユース食器を用いて1,500食以上の食品または飲料を提供するイベントを開催する場合については上限額は5万円です。

例：リユース食器のレンタル料および配送料の総額が39,950円の場合
 $39,950 \text{円} \times 1/2 = 19,975 \text{円}$ ですが、10円未満の端数は切捨てますので、
補助金額は19,970円となります。

3. 申請期間

先着順で随時受け付けていますが、遅くともイベント実施日の14日前までに申請書類を提出してください。

4. 手続きの流れ

- (1) イベント実施日の14日前までに交付申請書と事業計画書に添付書類を添えて受付窓口へ提出してください（郵送可）。
- (2) 書類審査後、補助金交付（不交付）決定通知を送付します。
- (3) イベント実施後1か月以内又は交付決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書兼請求書と実績結果報告書に添付書類を添えて受付窓口へ提出してください（郵送可）。
- (4) 補助金額確定通知書を送付し、補助金を交付します。（補助金が口座に振り込まれる際、振込通知はありませんので通帳でご確認ください。）

5. 申請書類の提出について

○交付申請時の添付書類

- ・リユース食器レンタル見積書またはその写し（必ず申請者宛のもの）
- ・イベント内容がわかる書類（チラシ等）
- ・新潟市制度用納税証明書（非課税の方を除く）

裏面もご覧ください

○実績報告時の添付書類

- ・リユース食器レンタル領収書又はその写し
- ・口座振替申込書
- ・イベント実施時の写真（参加者、リユース食器の利用状況等を確認できるもの）
- ・「新潟市補助事業」である旨を記載した媒体又は記載した事実が確認できるもの

6. 受付窓口

名 称	担当（課・係）	郵便番号	住 所
新潟市役所	循環社会推進課	951-8550	中央区学校町通1番町602番地1
北区役所	区民生活課 生活環境係	950-3393	北区東栄町1-1-14
東区役所		950-8709	東区下木戸1-4-1
中央区役所	窓口サービス課 生活環境係	951-8553	中央区西堀通6番町866
江南区役所	区民生活課 生活環境係	950-0195	江南区泉町3-4-5
秋葉区役所		956-8601	秋葉区程島2009
南区役所	区民生活課 生活環境担当	950-1292	南区白根1235
西区役所	区民生活課 生活環境係	950-2097	西区寺尾東3-14-41
西蒲区役所		953-8666	西蒲区巻甲2690-1

7. その他留意事項

- ◆ 申請は、年度につき1申請者1回限りです。
- ◆ 全市での申請総額が事業予算総額に達した場合、受付を終了させていただきます。
- ◆ 補助金の交付決定を受けた方には、イベントのチラシや看板、ホームページ等に、新潟市からの補助金に基づくものである旨を表示させていただきます。

問い合わせ先

新潟市 環境部 循環社会推進課
TEL : 025-226-1391 (直通)